6. 配慮書に対する意見の概要と事業者の見解

6.1 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

配慮書は、「奈良県環境影響評価条例」(平成10年奈良県条例第11号)第7条に基づき、平成28年12月16日から平成29年1月16日まで(土日祝日を除く)縦覧に供し、平成28年12月16日から平成29年1月31日まで意見を求めたところ、条例第8条に基づく環境の保全の見地からの意見書の提出が14通、意見数は52であった。

これらの意見を整理し、条例第四条の七に基づき、以下のとおり意見の概要をとりまとめた。

表 6.1-1 分類ごとの意見数

分類	意見数	
環境の保全の見地からの意見		
1. 事業計画	4	
2. 大気質	14	
3. 水質	2	
4. 動物、植物、生態系	1	
5. 景観、文化遺産	10	
6. 計画段階配慮事項の選定	1	
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見		
(1) 建設候補地の選定に関する意見	17	
(2) その他	3	
合計	52	

表 6.1-2(1) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	1	工場棟の計量棟と市道611号豊田櫟本線との間の距離が約60mあるが、搬入車両が多くなった場合、市道611号に搬入車両が停車する可能性について検討してほしい。進入路は少なくとも進入2車線、退出1車線とする必要がある。市道611号は曲線を描いており対策が必要である。	焼却施設への1日あたりの収集車両は、天理市のごみ収集車が40台、直接持込車両が65台、天理市以外の市町村(以下「他市町村」という。)からは積み替え車両等も含め45台と想定しています。 現在の天理市環境クリーンセンターにおいても混雑する日は、年末の数日であり、常時混雑はしないと想定しいますが、少しでも緩和するため、計量棟を2機とし、出入口を分けます。 また、直接持込車両を申込制にするなど一時に車両が集中しないよう対策を考えています。
1	2	新ゴミ処理施設及びリサイクルセンターの建屋及び敷地の雨水の放流場所が提示されていないが、高瀬川・名阪国道北側側道の用水路・楢川へ放流するのか回答してほしい。	焼却施設屋根部分の雨水については、施設内で再利用し下水に放流する予定です。 雨水の排水については、当該地の宅地造成前の流域のとおり高瀬川に4割、楢川に6割の放流を行います。 なお、リサイクル施設予定地については、高瀬川に放流します。
事業計画	3	設備のプラント系用水及び生活用水には、上水を利用、また、施設からのプラント系排水及び生活排水は、公共下水道に放水することは当然のことである。しかしながら要約書の中には屋根や敷地内に堆積する有害物質が、雨水として高瀬川や楢川に流出と思われる。この対応策が記載されていない。高瀬川及び楢川に一滴も流さない流路と管理を提示いただきたい。	放流については、No. 2 と同様の見解です。 また、敷地内の雨水が有害物質で汚染されているとの懸念ですが、ごみを野ざらしにすることはなく、すべてプラント内で処理を行うため雨水が直接ごみに触れることは無く問題は無いと考えます。なお、放流先の河川水については、定期的に検査を行い、情報開示を適切に実施します。
	4	収集運搬計画について計画車両数が 現時点の数量と思われるが、クリーンセンターが 10 年後の稼働時点では、この 運搬車両台数以上になると思われ、又一般の個人や法人の直接持込み車両も追加されると思われる。その為、道路のアクセスや整備が必要であると思われる。	収集運搬車両については、現在のごみ量から収集車量台数等を算出していますが、10年後にはごみの分別や減量化が進むと考えられ、また、人口減少によってもごみ量が減少することが予想されるため、台数は増加しないと考えています。 また、直接持込車両については、他市町村からは認めておらず、天理市のみのため大幅な増加は見込まれません。 収集車両や直接持込車両、道路アクセスについては、No.1と同様の見解です。

表 6.1-2(2) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	5	現在でも名阪国道の車両による排気 ガス等が風向きにより二階の窓から入 って来る。それに加え 11 市町村からの ごみ収集車の排ガスが加わり、櫟本地区	本事業では、周辺環境の保全の観点から、最新の技術によりできる限り大気質、水質、土壌汚染、悪臭、騒音・振動等に係る環境保全のための措置を講じ、情報と関も徹底します。
	6	の空気はさらに汚染される。 現在の測定場所での測定状況について述べられているが、大気の光化学オキシダント、大気微小粒子状物質、騒音・振動の苦情、悪臭の苦情、河川の水素イオン濃度、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素の未達成が報告されている。単に法律	配慮書に環境の状況についての記載をしていますが、これらは既存資料の中で調査されている地点の調査結果を整理したものです。今後、本事業の影響を適切に評価する観点から、地域の状況に応じた調査地点を設定し、方法書に記載しました。項目ごとの考え方は以下のとおりです。
	7	違反をしていると述べているだけで、解決 状況について何も示されていない。 大気質(排ガス)・ダイオキシン類の濃 度について、煙突から均等に拡散・降下 した場合は健康が維持される濃度だと	・大気質については、風特性や住宅の 分布状況等を考慮し、建設候補地の ほか、櫟本地区など保全対象がまと まっている地区の代表地点を設定し ます。
		されるが、風向きや、谷筋による気流に よって、排出されたダイオキシンは偏在 し濃度の高くなる場所が出てくる可能 性があるため、これらを風洞実験等で検 討・明示すべきである。	・水質については、プラント系排水及 び生活系排水は公共下水道放流のた め、雨水が流入する高瀬川、楢川の 放流点近傍及びため池とします。
2	8	大気汚染物質濃度は、季節、天候、風速などにより異なり、大気汚染物質は3次元で広がっており、着地点の調査はできるだけ調査地点を増やす必要がある。	・道路沿道の大気質、騒音、振動については、廃棄物搬入の主たる道路で、 沿道に住宅等が存在する代表地点と します。
大気質	9	焼却施設及び粗大リサイクル施設付近を通る登坂の名阪国道や隣接するシャープ工場付近での大気汚染の実態を早急に調査し、公表すべきである。	・景観については櫟本地区、岩屋地区 など各方向からの代表的な眺望地点 とします。 ・その他土壌汚染、悪臭、敷地周辺の
	10	建設候補地付近の現在の大気汚染状況が把握されておらず、櫟本地区における状況をまず調査、公表することが重要であり、他の地域と比較して住民の健康	騒音、振動等については、事業による影響が想定される代表地点とします。
		被害とならない担保が必要と考える。 現在の測定局は山辺小学校であり、櫟本小学校、添上高校等、櫟本地区での測 定値がない状況で大気汚染状況を判断	また、予測手法は、奈良県環境影響評価技術指針及び同マニュアルに示されている方法の中から、事業特性や地形等自然特性を踏まえた適切な方法を用いる予定であり、具体的に方法書に記載しました。
	11	すべきではない。この調査は最優先事項とされたい。 大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染調査の調査地点が提示されていない。 調査は櫟本町を中心に、櫟本公民館や櫟本小学校・添上高校や櫟本幼稚園など子供や櫟本住民が集まる場所で実施し、透明性をもって公表していただきたい。	なお、杉並病で話題になったプラス チックの処理に伴う健康影響に問題を チックの処理に登録した。 は、、公害等をした。 は、、公害等をは、一切が異とが、 等の、大きを推して、一切が要として、 の、大きを推っのが、となった。 の、大きを推っのが、となった。 の、大きをが、で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
			般論として健康被害を必然的に引き起こすとされた事例ではありません。 いずれにしても環境基準を遵守し、環境影響評価を行い、新ごみ処理施設整備検討委員会において対策方法を決定する予定であり、さらに稼動後も大気・水質等に関する情報公開なども、こて重層的に対応していく考えです。

表 6.1-2(3) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	12	大気汚染調査・水質汚染調査・土壌汚染	No.5~No.11 と同様の見解です。
		調査の場所が提示されていないので、新ゴ	
		ミ焼却施設・リサイクルセンター候補地、	
		自川グランド、新櫟本公民館、櫟本小学校、	
		北中学校、県立添上高校、山辺小学校での 大気汚染・土壌汚染調査を要望する。	
		また、農業用水の水質確保と農産物の安	
		心・安全確保および風評被害の防止のため、	
		白川溜池、上池、三ツ池・大池・新池等の	
		ため池や高瀬川・楢川の水質調査を要望す	
		5.	
		なお、稼働後の大気汚染調査・水質汚染	
	13	調査・土壌汚染調査も要望する。 大気、水質 (川・地下水)、景観等の予測・	
	15	アダ、小貝(川・地・小)、京戦寺の子側・ 評価の測定は櫟本校区域に複数地点を設け	
		現況を把握し、校区住民に詳細に説明し、	
		その理解を得るように努めるべきである。	
	14	現在の測定場所での測定状況について述	
		べられているが、今回の新ごみ処理施設建	
		設候補地の岩屋・櫟本町の測定値が無い。 早急に、各候補地の健康環境の比較を行い、	
		平志に、谷候補地の健康環境の比較を打り、 今回の候補地選定の妥当性を証明すべきで	
		ある。	
	15	今事業についての説明会は1回櫟本小学校	
2		の体育館で概略説明会があったきりで大気汚	
2 大気質		染については何もされていない。環境影響評	
質		価を実施されているが、その結果を検討して	
		市民に説明し場所を設定すべきではないか。 対象事業実施区域の中に最も近い櫟本小学	
		校、櫟本公民館、櫟本幼稚園、添上高校の測	
		定データがないのは対象外なのか。測定の目	
		的と場所を決めるべきある。	
	16	大気汚染、水質汚染、土壌汚染調査の場所	
		になぜ岩屋・櫟本地区の現況データが無いの	
	17	か。 新種毒性化学物質が発生することを予測	
	11	し、事例を調査することで、健康被害の兆	
		候が現れたとき、瞬時に対応できる体制の	
		構築が必要である。	
		リサイクルセンターにおいても具体的取	
		り組みが示されていないが、杉並病・寝屋	
		川病をクリアできる吸着フィルターや排水 処理について具体的な説明をすること。	
		対理について異体的な説明をすること。 また不燃ごみの圧縮工程から発生が危惧	
		される化学物質を測定・公表(風洞実験の実	
		施)し、杉並病で問題となっている物質の分	
		析が必要である。	
	18	粗大・リサイクル施設内の廃プラスチッ	
		ク類の圧縮施設からの起こりうる「杉並病」	
		の可能性について厳格な評価を行うべきで ある。	
	<u> </u>	<i>以</i> ∫· 心 0	

表 6.1-2(4) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	19	農業用水として利用されている高瀬	農業用水として利用されている高瀬
		川、楢川の現時点での水質調査を実施	川及び楢川の水質調査を実施する計画
		し、そのレベルがどの程度であるかを早	であり、その調査手法は方法書に示しま
		急に公表すべきである。	した。また、結果は準備書にて公表しま
	20	新ごみ処理施設建設により、農産物の	す。
9		競争力強化の障害になることをおそれ	また、農作物に対する風評被害につい
3		る。今以上に、水・土壌・大気の環境破	ては、現環境クリーンセンター周辺にお
水質		壊物質を増加させてはならず、「ごみ処	いても確認されていません。しかしなが
		理施設があるから、岩屋・櫟本町の農産	らご懸念に対応するため、有識者及び地
		物は汚染されている」という、風評被害	元関係者による新ごみ処理施設整備検
		をうけてはならない。	討委員会により自主規制値等の審議を
			いただき環境対策を実施します。
			大気及び水質等の調査結果について
			も十分な情報公開をいたします。
4	21	動植物の生態調査は、専門家と住民に	動植物の生息、生育の現状に関する調
動		聞き取り調査などを充分に行い、現状把	査は、専門家や住民等への聞き取り調査
物、		握と影響調査を行う必要がある。また、	も行います。
植		ダイオキシン類の動植物への蓄積調査	ダイオキシン類の動植物への影響に
物、		も必要である。	関しては、排ガスによる大気質への影響
生態			予測や排水による水質への影響予測の
態系			結果を参照し予測評価を行います。

表 6.1-2(5) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要 事業者の見解	
74794	22	新ゴミ処理施設の周辺には、万葉の森、	ご指摘のような配慮書に示した景観
		東大寺山古墳群、赤土山古墳、石上大塚	資源、人と自然との触れ合いの活動の場
		古墳及びウワナリ塚古墳があり、周辺は	等を参考に、景観予測のための眺望地点
		歴史的景観を堪能するハイキングコース	を選定し方法書に記載しました。選定の
		および奈良県主催の奈良マラソンのコー	考え方としては、計画施設(建屋、煙突)
		スにもなっており、歴史的景観およびマ	を見通せ、景観保全上重要な位置づけに
		ラソンランナーの健康を守る必要がある	ある場所、不特定多数の人が眺める場所
		ので白川大橋から北側の眺望および白川	の代表点とします。
		溜池西側の万葉の森西端から南西側の眺	また、建設候補地では過去に開発行為
		望を提示すべきである。	を行うにあたり、文化財の発掘調査を実
	23	新ゴミ処理施設の周辺には東大寺山古	施した上で、記録保存を行い撤去済みで
		墳群、赤土山古墳があり、新ゴミ処理施	あり、既に新たな埋蔵文化財は存在しな
		設にも埋蔵文化財が眠っており、周辺は	いと確認しているところです。
		歴史的景観を堪能するハイキング、コー	
		スおよび奈良マラソンのコースになって	
		おり、ふだん観光客・ジョギングするラ ンナーでにぎわっている。	
		ンケーでにさわっている。 また、将来も観光客・ジョギングする	
		ランナーを多数誘致する場所であり、大	
_		カ青垣国定公園にも隣接している。将来、	
5		山辺の道を日本最古の道として、日本文	
景観、		化遺産さらに世界文化遺産に登録すべき	
		であり、歴史的景観を守る必要がある。	
文化遺産	24	山の辺の道北ルート、東海自然道近辺	
遺产		でも有り又近隣には高塚、赤土山、東大	
) 生		寺山古墳等が存在する場所にごみ処理施	
		設を建設することは奈良県の自然遺産・	
		文化遺産を損なうものである。	
	25	現在の候補地は周りの古墳群、岩屋大	
		塚、ハミ塚、赤土山、和爾下神社、東大	
		寺山等々、遺跡の中に計画している。 また 建設候補地は「第一種民住地域」	
		また、建設候補地は「第一種居住地域」である。	
	26	である。 事業予定地は日本古代史においては重	
	20	要な地域であり、物理的景観・眺望とい	
		安な地域 (めり、 物生的景観 * 帆皇と () う一片では事は済まされない。 心情的あ	
		るいは歴史的ロマンを想起する資産(資	
		源)を棄損、破壊する行政行為をとおす	
		のか。	
	27	建設予定地では古代の史跡調査が行わ	
		れていないが、付近からの出土品を見る	
		と、歴史的価値ある埋蔵文化財が埋もれ	
		ていると予想される。そのため、発掘調	
		査するまでは資源の壊れる工事はするべ	
		きでない。	

表 6.1-2(6) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	28	新ごみ焼却施設の耐震性を確保する	No. 22~No. 27 と同様の見解です。
		ために、多数の耐震用の杭を打つことに	
		なれば、古墳の盛り土や石室が粉々に破	
		壊されるおそれがある。	
	29	新ごみ処理施設設置予定地周辺は埋	
		蔵文化財(古墳)の宝庫であるが、それ	
		らを消し去ろうとしているのか。	
	30	景観並びに人と自然との触れ合いの	
		活動の状況及び人と文化遺産との触れ	
		合いの状況に関し、『今建設候補地区域	
		及びその周辺には、「文化財保護法」に	
5		基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が分布	
		している』と記述しているだけで、配慮	
景観、		をしている様子が無い。建設事業によっ	
		て、建設候補地及びアクセス道路の基礎	
文化遺産		工事によって埋蔵遺跡が破壊されるこ	
道産		とにより、文化遺産の著しい損壊が生じ	
		てしまう。飛鳥・奈良・平安時代の櫟本	
		にしかない唯一無二の歴史遺跡の保護	
		を求める。	
	31	新ごみ処理施設建設候補地区域は、櫟	
		本の歴史的根幹の地である東大寺山遺	
		跡地帯にあり、弥生時代から古墳時代へ	
		の移行を知る重要な場所である。あわせ	
		て、当時の政治・経済、そして多くの古	
		墳を残した人々の生活はどういうもの	
		だったのかを知ることができる。そのよ	
		うな、歴史の転換期の貴重な遺跡を破壊	
		することは許されない。	
	32	計画段階配慮事項が大気質と景観の2	計画段階配慮事項は、設定した複数案
6		項目のみ選定となっているが、不十分で	による環境への影響を比較検討する観
計		ある。	点から選定しました。
四 段			施設の稼働による影響の比較検討に
階			は大気質を選定し、施設の存在による影
画段階配慮事項			響の比較検討には景観を選定しました。
事佰			なお、方法書では事業による影響が想
りの			定される全ての評価項目を選定し、これ
の選定			らの調査、予測、評価の手法を整理しま
			した。今後、準備書の段階ではその各項
			目について予測評価を行います。

表 6.1-2(7) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	33	建設候補地の選定にあたっては、地	奈良盆地東縁断層帯は、国の資料によ
		形、土地利用、土地規制、防災等々の側	り発生率が高い(Sランク)となってい
		面から検討した結果、現候補地が最良で	ます。
		唯一の候補地とされているが、この地域	ただし地震の揺れは、震源地からの距
		は奈良盆地東縁断層帯が近くにあるな	離が 10 k m程度の範囲(天理市内)では、
		ど、大地震のリスクが大きい。施設が被	距離により強弱が比例せず、地盤等の状
		害を受けた場合は、ごみ処理は大混乱を	況により影響を受けます。
		きたし、また、大地震による白川ダムの	いずれにしても、ごみ焼却施設は、国
		決壊も心配される。	土交通省「官庁施設の総合耐震計画基
		何故、大規模地震の発生確率が高い場	準」により、震度7相当に耐えられる基
		所に建設するのか、理由を説明すべきで	準で設計されることとされており、東日
		ある。	本大震災や阪神・淡路大震災相当の地震
		(同種意見 計 13 件)	があった場合においても、大規模な補修
			をすることなく機能を確保できること
			が図られている施設であり倒壊等の危
$\underbrace{1}$			険はないと考えます。
			今後、施設の具体的計画が定まり次
設			第、耐震構造や耐力に係る数値データ等
建設候補			については、住民説明会を開催いたしま
地			す。
の選			白川ダムとの関係ですが、白川ダムの
定			構造から地震等で波浪が生じた場合は、
に見			水はダム北西部の余水吐より放流され
す			ます。また万が一、ダム決壊があったと
る			しても当該焼却施設予定地は、白川ダム
選定に関する意見			堤体天端高よりも高い位置にあり、水
70			は、地形的に低い楢川方面に向かってい
			くため当該焼却施設に水が流れてくる
		できょ の「0・・ 10元 250 150 150 150 150 150 150 150 150 150 1	ことは物理的にありません。
	34	配慮書の「3.1.4 地形及び地質の状	配慮書における、地形及び地質の状況
		況」には表層地質図を示し、また、保護	は、活断層を表したものではなく、自然
		上重要な地形は存在しないと記載して	環境保全上の重要な地形・地質を示した
		いるが、表面に現れた地形・地質の保護	ものであります。
		とともに、活断層帯の中に施設を建設す	しかしながら、今後、建設予定地の土
		ることの影響評価を行うべきである。建	質調査及び活断層のトレンチ調査をし
		設候補地の立地状況をしっかり調査し、	っかり行います。
		危険な場所は避け、一方では地震等災害	また、災害対策マニュアルですが、業
		を予防する条例の制定やハザードマップの思知物点がよった。	務継続や停電等の対策を含めた「災害対
		プの周知徹底などを実施し、想定外の事	策マニュアル」を有識者の協力を得て平
		態を防がなければならない。	成 32 年度までには作成したいと考えて
			います。

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

表 6.1-2(8) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
(1)建設候補地の選定に関する意見	35	建設候補地の選定にあたり考慮した 条件をみると、交通の便が良い、平坦な 広い空地があったのでここに決めたと 読み取れる内容で、市民の安全・安心を 第一に考えるという姿勢がみられない。 また、土砂災害や洪水災害の危険性が 他の地域に比べて低く、今後大規模な地 震の揺れに見舞われる可能性が低い土 地であることと書かれているが、どの地 域と比較したのか。	焼却を では、

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

表 6.1-2(9) 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	意見の概要	事業者の見解
	36	地形、土地規制、防災などの自然的・	焼却施設予定地の現状は、すでに駐車
		社会的条件を基に現候補地が最良で唯一	場用地になっていることや周辺地域は
		の候補地と判断されているが、土地規制	準工業地域になっています。さらに予定
		では現在の場所は第1種住宅専用地域と	地西側ではシャープ㈱の工場がありま
		なっており、山の辺の道北ルート近辺で	す。
\bigcirc		もある場所にこのような施設を建設する	施設建設予定地は、すでに文化財の発
1		ことは奈良県の自然遺産・文化遺産を損	掘調査も完了している状況において自
建		なうものである。また、この地域は市民	然遺産や文化遺産を損なうものでは無
建設候補地		の避難所になりえるのか。	いと考えます。
補			しかしながら、ご指摘のような立地条
地の			件も考慮し、地域の資源と調和した施設
選			となるよう景観面の検討を行います。
定に			また、大規模災害時に備え、防災拠点
関			機能を備える施設となるよう計画して
選定に関する意見			いきます。
意	37	地形・土地規制・社会的条件・経済性・	用地の選定経緯は No. 35 で示した内容
見		事業スケジュール維持といった事業計画	で十分検討を行っています。
		の観点など多様な側面から検討した結	また、その結果内容については、住民
		果、岩屋・櫟本町が最良で唯一の候補地	説明会において説明をさせていただき
		と判断したと述べられているが、これら	ました。
		の要件を調査した資料・説明などがない	
	0.0	ままに進められているのではないのか。	ルーギロ人)マーハマル カセワールー
	38	住民への説明会が1回しかなく、説明	地元説明会については、各校区で地元
		が不十分である。 「同種意見 計 2 件)	役員と調整の上開催させていただきま した。
			∪に。 今後とも役員と協議の上必要があれ
			ばいつでも説明会を実施させていただ
			きます。
			こより。 また、奈良県環境影響評価条例に基づ
			く説明会も今後実施する計画であり、そ
			の都度開催のご案内をさせていただき
$\widehat{}$			ます。
$\frac{2}{2}$	39	天理市環境基本計画(平成 26 年 4 月)	今年度組合では、ごみ処理基本計画を
その		によれば、ごみの排出量は減少傾向にあ	策定し、ごみ減量に積極的に取り組む方
の他		るにも関わらず、今回の計画はこれに逆	向性が確認されています。
1.63		行するものである。	今回のごみ焼却施設の規模の設定に
			あたっては、構成市町村の人口動態や、
			過去の排出実績からごみ排出量を算出
			し、それをベースに減量化や資源化施策
			の効果を考慮して将来推計を行った量
			に、大規模災害時の災害廃棄物量を加算
			して決定しています。配慮書に記載した
			340t/日は最大の値であり、方法書段階
			では精査の結果、284 t/日となりました。

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

6.2 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

「奈良県環境影響評価条例」(平成10年奈良県条例第11号)第10条に基づき、審議会の意見を聴くとともに、天理市長、奈良市長及び大和郡山市長の環境の保全の見地からの意見を勘案し、平成29年5月31日に奈良県知事意見が出された。

配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
1 大気質	を関するについて、 (煙) されて、 (煙) されて、 (地) されて、 (を) では、 (は) にいて、 (を) でないで、 (を) でないで、 (を) では、 (は) では) では) では、 (は) では) では、 (は) では) では) では、 (は) では) では) では、 (は) では) では) では) では) では) では) では) では) では) で	煙突の高さ及び位置については、大気環境影響といった環境の側面のほか、機能性、経済性など多面的に総合検討を行って決定します。 大気環境影響については、地形や建物によって、生じる下降気流に乗ってもの影響にも配慮します。 煙突の高さ及び位置の絞り込みに関するえたが、なっては、地形や建物によって、降りてくるダウンドラフトの影響にも配慮した。また、準備書では煙突の計画条件を用いて、ダウンドラことを、方法書「第7章 7.2 調査・予測及び評価の手法」(181ページ)に記載しました。 平成29年度に学識経験者などで構成する委員会「新ごみ処理施と財産」に記載しました。 平成29年度に学識経験者などで構成する委員会「新ごみ処理施と財産」が表述で構成においまり、に記載しまり、第1位を検討し、準備書においまり、安全側(すなおもち本施設による影響が高く計算される条件)の最大着地震を考慮した上で環境影響評価を実施します。 このような排ガス濃度の設定の考え方を、方法書「第7章 7.2 調査・予測及び評価の手法」(181ページ)に記載しました。
2 景観	施設の存在による景観への影響について、主要な眺望点という観点だけ性なく利用者が多く公共性の高いという観点から名阪国道からの景観、及びは大りではないで樹木が成長した場合の景観に考慮し、環境影響評価を実施すること。	景観予測のための眺望地点は、利用者が多く公共性が高いという観点から、名阪国道走行車両のほか、市街地内の地点も追加しました。また、建物周辺の樹木が成長した場合の景観を考慮して環境影響評価を実施します。これらについて、方法書「第7章 7.2 調査・予測及び評価の手法」(222ページ及び223ページ)に記載しました。

表 6.2-1(2) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
2 景観	計画建物の形状、デザインについて、周辺の景観に配慮したデザインとし、それらを踏まえ環境影響評価を実施すること。	計画建物の形状、デザイン等については、環境アセスメント手続きの中でいただくご意見も十分に考慮して、引き続き検討していきます。建物に丸みを帯びさせる、周辺の山並みに調和したカーブを取り入れる等の配慮についても検討し、イメージパースとしての位置づけで、準備書で予測評価を行います。 現時点で計画している景観保全対策の内容は、方法書「第2章 2.2 都市計画対象事業の目的及び内容」(22ページ及び23ページ)に記載しており、これを踏まえ環境影響評価を実施します。